

青森県山村振興基本方針

平成30年 3月

青 森 県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
1 振興山村の概要	1
2 自然的条件	3
(1) 地理と地勢	
(2) 気象	
3 社会的経済的条件	6
(1) 人口の動向	
(2) 産業構造の動向	
(3) 土地利用の状況	
(4) 交通の状況	
(5) 財政の状況	
II 現状と課題	14
1 山村振興対策の実施状況と評価	14
2 山村振興の現状と今後の課題	15
III 振興の基本方針及び振興施策	15
1 振興の基本方針	15
2 振興施策	15
(1) 交通施策に関する基本的事項	15
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	16
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	16
(4) 経営近代化施策に関する基本的事項	17
(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	18
(6) 文教施策に関する基本的事項	19
(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項	20
(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項	21
(9) 集落整備施策に関する基本的事項	21
(10) 国土保全施策に関する基本的事項	22
(11) 交流施策に関する基本的事項	22
(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	23
(13) 担い手施策に関する基本的事項	24
(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	24
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	25

山村振興基本方針書

都道府県名	青森県
作成年度	平成29年度

I 地域の概況

1 振興山村の概要

- ① 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村（以下、振興山村）は、全40市町村のうち23市町村（割合57.5%）となっており、全国の42.7%を上回っています。

また、全県に占める振興山村の面積の割合は70.5%で、全国の47.2%を大きく上回っています。また、人口の割合は全県の57.9%を占めており、若年者と高齢者比率は全県とほぼ同じ割合となっています。

本県の振興山村の概要

区分	全県（A）	振興山村（B）	比率（B/A）
市町村数	40	23	57.5%
面積	9,646km ²	6,799km ²	70.5%
人口	1,297,015人	750,638人	57.9%
若年者比率(15～29歳)	12.6%	12.5%	—
高齢者比率(65歳以上)	29.9%	30.5%	—

（出典）市町村数は、平成29年12月現在。面積は、平成28年度全国都道府県市区町村別面積調査（国土交通省国土地理院）。人口は、平成27年国勢調査（総務省統計局）。

（注）振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

振興山村の指定状況

現市町村名	合併前市町村名	旧市町村名
青森市	青森市	荒川村、横内村、浜館村、東岳村
弘前市	岩木町 相馬村	岩木村 相馬村
黒石市		山形村
五所川原市	五所川原市 金木町 市浦村	飯詰村 喜良市村 相内村、脇元村
むつ市	川内町 大畑町 脇野沢村	川内町 大畑町 脇野沢村
平川市	平賀町 碓ヶ関村	竹館村 碓ヶ関村
平内町		小湊町、西平内村、東平内村
今別町		今別村、一本木村
蓬田村		蓬田村
外ヶ浜町	蟹田町 平館村 三厩村	蟹田町 平館村 三厩村
鱒ヶ沢町		赤石村 中村
深浦町	深浦町 岩崎村	深浦町、大戸瀬村 岩崎村
西目屋村		西目屋村
大鰐町		大鰐町
中泊町	小泊村	小泊村
七戸町	七戸町	七戸町
横浜町		横浜村
東通村		東通村
風間浦村		風間浦村
佐井村		佐井村
三戸町		猿辺村
田子町		田子町、上郷村
新郷村		戸来村、野沢村

(注) 合併前市町村名：平成16年6月現在の名称（平成の合併前）

旧市町村名：昭和28年10月1日（市町村合併促進法施行時）の名称

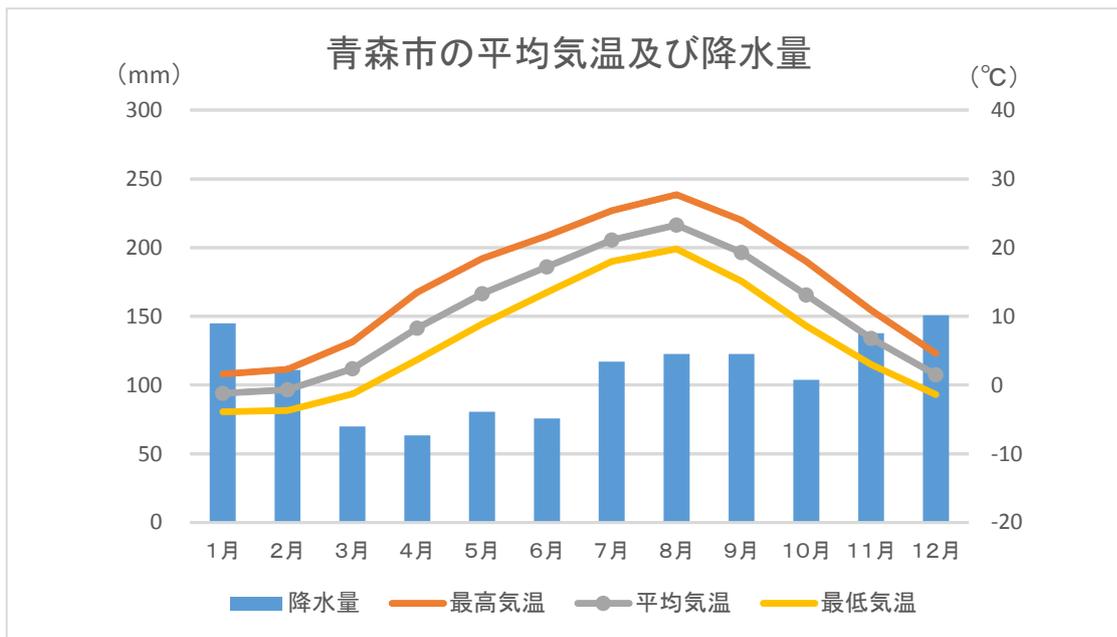
2 自然的条件

(1) 地理と地勢

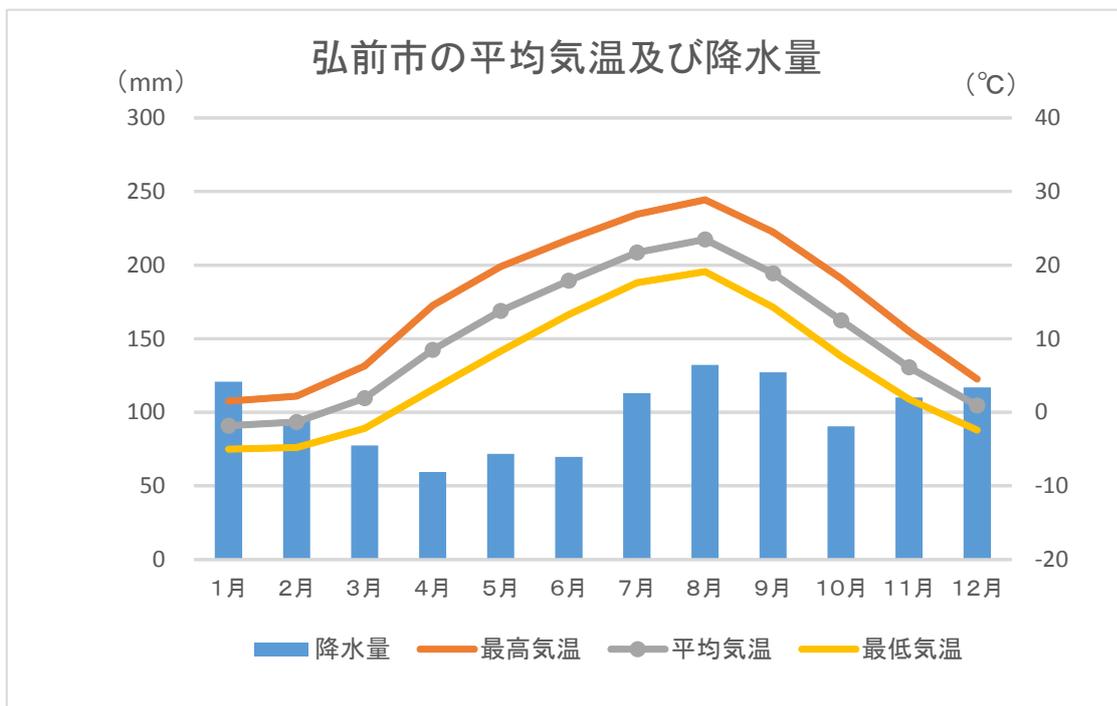
- ① 本県は、本州の最北端に位置し、南は秋田、岩手の両県と接しており、東は太平洋、西は日本海、北は北海道との間に津軽海峡を挟み、三方を海に囲まれています。
- ② 地形的には、県土のほぼ中央部を、南北に縦走する奥羽山脈を境に、東部地域は北上山脈より発達する丘陵地が続き、その低地に当たる小川原湖一帯を隔てて下北半島へと連なっています。
- ③ また、西部地域は出羽山脈より伸びた山岳地帯が形成され、そこに源を発する一級河川岩木川が津軽平野中央部を貫流し、その流域一帯に肥沃な津軽平野が開け、さらに北の津軽半島へと連なっており、この津軽、下北両半島で陸奥湾を抱く形となっています。
- ④ このような地形の中で、本県における山村振興法に基づき指定を受けた山村（振興山村）は、奥羽山脈を挟んで東部には三戸郡の「三戸町・田子町・新郷村」の3町村と上北郡の「七戸町」の1町、また、下北半島には「むつ市」と下北郡の「東通村、風間浦村、佐井村」の4市村及び上北郡の「横浜町」の1町が分布しています。
- ⑤ 一方、奥羽山脈の西北部及び南西部には「青森市・平内町・黒石市・平川市・大鰐町」の5市町、津軽半島には、「外ヶ浜町・今別町・蓬田村・中泊町・五所川原市」の5市町村、さらには出羽山脈に「弘前市・鱒ヶ沢町・深浦町・西目屋村」の4市町村が分布し、県全体で23市町村となっています。

(2) 気象

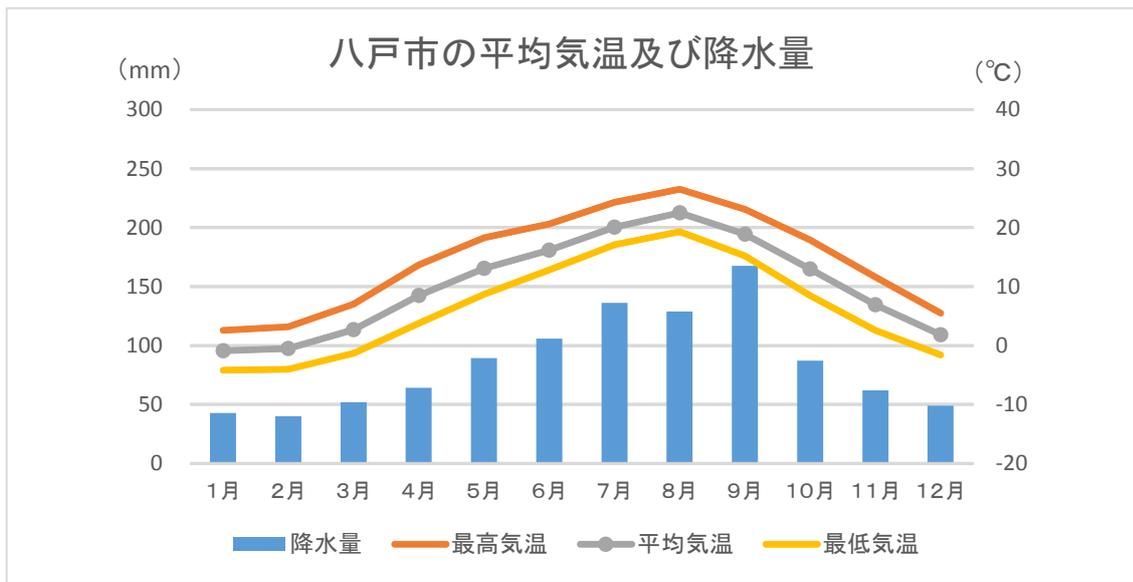
- ① 本県の気象は、北緯40度～41度という本州最北端の緯度に位置するため、夏季冷涼型で短い夏と長い冬が特色となっています。
- ② また、県土の中央部に位置する奥羽山脈により気象が著しく変わり、冬には湿った空気が山脈にぶつかり、津軽地方に雪を降らせる一方、夏は偏東風（通称ヤマセ）の影響により、太平洋側で低温の日が続くなどの特色がみられます。
- ③ 年間降水量は1,300mm程度で、降雪量については、地域により差がみられますが、特に日本海型気候と言われる西部の山間地域においては、1mを超える積雪がみられます。
- ④ 根雪期間は、降雪の多い津軽地域で12月から3月までの約4か月間続き、このうち一般的に1～2月にかけて積雪の最も多い期間となり、地域によっては、日常生活や交通に大きな支障が出ることもあります。



出典：アメダス（1981年～2010年の平年値）



出典：アメダス（1981年～2010年の平年値）



出典：アメダス（1981年～2010年の平年値）

3 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

- ① 青森県の人口は減少傾向が続いており、平成27年では約130万人となっています。
- ② 振興山村の人口は750,638人で、年齢構成をみると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより年々減少しており、平成27年では11.0%となっています。
- また、65歳以上の高齢者数の割合は年々増加し、平成27年には30.8%となっています。

年齢階層別人口の動向

(人、%)

年度	振興山村					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
H 2	226,908 (100%)	44,018 (19.4%)	37,734 (16.6%)	49,598 (21.9%)	61,436 (27.1%)	34,122 (15.0%)
H12	216,466 (100%)	29,894 (13.8%)	37,254 (17.2%)	37,219 (17.2%)	63,365 (29.3%)	48,734 (22.5%)
H17	656,738 (100%)	87,916 (13.4%)	100,626 (15.3%)	120,928 (18.4%)	192,520 (29.3%)	154,748 (23.6%)
H22	795,126 (100%)	96,654 (12.2%)	109,434 (13.8%)	144,009 (18.1%)	235,181 (29.6%)	209,848 (26.4%)
H27	750,638 (100%)	82,673 (11.0%)	94,930 (12.6%)	130,660 (17.4%)	211,480 (28.2%)	230,895 (30.8%)

年度	県全体					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
H 2	1,482,873 (100%)	289,082 (19.5%)	277,175 (18.7%)	336,004 (22.7%)	387,625 (26.1%)	192,987 (13.0%)
H12	1,485,728 (100%)	233,141 (15.1%)	263,820 (17.9%)	277,971 (18.8%)	422,870 (28.7%)	287,926 (19.5%)
H17	1,436,377 (100%)	198,959 (13.9%)	227,369 (15.8%)	267,014 (18.6%)	416,473 (29.0%)	326,562 (22.7%)
H22	1,368,197 (100%)	171,842 (12.6%)	189,251 (13.8%)	250,916 (18.3%)	403,420 (29.5%)	352,768 (25.8%)
H27	1,297,015 (100%)	148,208 (11.4%)	164,749 (12.7%)	227,732 (17.6%)	365,386 (28.2%)	390,940 (30.1%)

(出典) 国勢調査結果(総務省統計局)

(注) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

(2) 産業構造の動向

① 県内総生産を産業別にみると、第1次産業が1,710億円(3.9%)、第2次産業が9,742億円(21.9%)、第3次産業が3兆2,962億円(74.2%)となっています。

全国との比較では、第1次産業の割合が2.7ポイント高い一方、第2次産業の割合が3ポイント低くなっており、第3次産業の割合は0.3ポイント高くなっています。

県内総生産(平成26年度)

青森県(億円)				全国(兆円)			
全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
44,414 (100%)	1,710 (3.9%)	9,742 (21.9%)	32,962 (74.2%)	482.9 (100%)	5.7 (1.2%)	120.1 (24.9%)	357.1 (73.9%)

(出典) 平成26年度県民経済計算(青森県統計分析課)

- ② 振興山村の産業別生産額の割合は、県全体と比較して、第1次及び第2次産業の割合が低く、第3次産業の割合が高くなっています。これは、振興山村地域を有する市町村全体の数値と比較しているためであり、振興山村地域だけでみると、第1次産業の割合が高くなっているものと推察されます。

産業別生産額の動向

(百万円)

年度	振興山村			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H13	2,749,818 (100%)	79,867 (2.9%)	438,888 (16.0%)	2,231,066 (81.1%)
H17	2,516,767 (100%)	86,087 (3.4%)	313,715 (12.5%)	2,116,961 (84.1%)
H22	2,374,298 (100%)	78,035 (3.3%)	304,709 (12.8%)	1,991,553 (83.9%)
H27	2,399,930 (100%)	81,337 (3.4%)	335,583 (14.0%)	1,983,009 (82.6%)

年度	県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H13	4,682,463 (100%)	172,746 (3.7%)	876,751 (18.7%)	3,632,966 (77.6%)
H17	4,379,458 (100%)	175,940 (4.0%)	715,662 (16.3%)	3,487,856 (79.6%)
H22	4,433,514 (100%)	163,788 (3.7%)	975,637 (22.0%)	3,294,089 (74.3%)
H27	4,441,370 (100%)	170,968 (3.8%)	974,239 (21.9%)	3,296,163 (74.2%)

(出典) 青森県県民経済計算市町村民経済計算 (青森県企画政策部)

(注1) 全体には第1～3次産業に分類されないものも含まれているため、各産業の合計とは一致しない。

(注2) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

- ③ 振興山村における第1次産業の就業人口は42,215人で県全体の56%を占めています。振興山村の中での第1次産業の割合は11.8%で、県全体の12.0%とほぼ同じ割合となっています。
- ④ 本県の新規就農者数は、平成24年度以降5年連続で240人を超え、高い水準を維持しています。
- ⑤ 本県の林業就業者数は全国11位で、全国に占める割合は2.8%となっています。
- ⑥ 本県の漁業就業者数は全国3位で、全国に占める割合は5.4%となっています。

産業別就業者数の動向

(人、%)

年度	振興山村			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H12	287,486 (100%)	38,301 (13.3%)	68,871 (24.0%)	178,256 (62.0%)
H17	305,002 (100%)	41,275 (13.5%)	61,721 (20.2%)	202,006 (66.2%)
H22	355,722 (100%)	45,521 (12.8%)	65,734 (18.5%)	224,467 (63.1%)
H27	357,962 (100%)	42,215 (11.8%)	63,224 (17.7%)	239,454 (66.9%)

年度	県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H12	729,472 (100%)	103,735 (14.2%)	185,571 (25.4%)	437,142 (59.9%)
H17	679,361 (100%)	95,725 (14.1%)	146,847 (21.6%)	436,789 (64.3%)
H22	622,338 (100%)	81,042 (13.0%)	127,978 (20.6%)	413,318 (66.4%)
H27	625,970 (100%)	75,300 (12.0%)	124,032 (19.8%)	407,585 (65.1%)

(出典) 国勢調査結果 (総務省統計局)

(注1) 15歳以上の就業者である。

(注2) 総数には不詳分を含む。

(注3) 産業3部門には、「分類不能の産業」を含めない。

(注4) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

(3) 土地利用の状況

- ① 平成27年の振興山村の土地利用状況についてみると、総面積約680千haのうち林野は約500千haと73.5%を占めています。
- ② 振興山村の耕地面積は、約45千haと総土地面積約680千haの6.6%にとどまっており、県全体の耕地面積割合9.6%よりも低くなっています。
- ③ 振興山村の耕地面積を地目別にみると、水田が59.5%と最も多く、次いで樹園地が26.1%、普通畑が8.2%となっています。
県全体との比較では、樹園地の割合が高く、普通畑の割合が小さくなっています。

土地利用の状況

(ha、%)

年度	振興山村							
	総土地面積	耕地面積					林野面積	
		田	普通畑	牧草専用	樹園地	森林		
H 2	577,109 (100%)	43,469 (7.5%)	27,508 (63.3%)	6,841 (15.7%)	1,207 (2.8%)	7,914 (18.2%)	451,777 (78.3%)	444,782 (98.5%)
H12	577,299 (100%)	37,573 (6.5%)	23,352 (62.2%)	5,925 (15.8%)	1,204 (3.2%)	7,091 (18.9%)	449,722 (77.9%)	441,978 (98.3%)
H17	577,244 (100%)	33,801 (5.9%)	20,794 (61.5%)	5,252 (15.5%)	1,275 (3.8%)	6,481 (19.2%)	450,332 (78.0%)	443,471 (98.5%)
H22	679,754 (100%)	49,483 (7.3%)	29,244 (59.1%)	4,339 (8.8%)	1,814 (3.7%)	12,586 (25.4%)	499,468 (73.5%)	492,214 (98.5%)
H27	679,926 (100%)	44,889 (6.6%)	26,705 (59.5%)	3,674 (8.2%)	346 (0.8%)	11,710 (26.1%)	499,560 (73.5%)	491,721 (98.4%)

年度	県全体							
	総土地面積	耕地面積					林野面積	
		田	普通畑	牧草専用	樹園地	森林		
H 2	960,425 (100%)	131,209 (13.7%)	81,694 (62.3%)	24,797 (18.9%)	3,127 (2.4%)	21,591 (16.5%)	635,015 (66.1%)	623,191 (98.1%)
H12	960,740 (100%)	117,582 (12.2%)	72,315 (61.5%)	22,175 (18.9%)	3,478 (3.0%)	19,614 (16.7%)	630,485 (65.6%)	618,127 (98.0%)
H17	960,683 (100%)	107,905 (11.2%)	65,785 (61.0%)	20,066 (18.6%)	3,859 (3.6%)	18,194 (16.9%)	630,080 (65.6%)	619,551 (98.3%)
H22	964,421 (100%)	102,114 (10.6%)	61,074 (59.8%)	14,845 (14.5%)	4,714 (4.6%)	17,455 (17.1%)	627,658 (65.1%)	615,064 (98.0%)
H27	964,540 (100%)	92,422 (9.6%)	55,435 (60.0%)	13,441 (14.5%)	4,060 (4.4%)	16,229 (17.6%)	628,191 (65.1%)	615,721 (98.0%)

(出典) 総土地面積、林野面積は農林業センサス農山村地域調査（農林水産省）及び農林業センサス青森県統計書（農林水産省、青森県統計分析課）、耕地面積は農林業センサス青森県結果書（青森県統計分析課）

- (注) 1 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計
 2 耕地面積は販売農家データ

(4) 交通の状況

- ① 平成27年の振興山村における道路の総延長は約11,279kmで、うち住民生活に与える影響の大きい市町村道の延長は約8,880kmと、全体の78.7%を占めています。
- ② 振興山村における市町村道の整備状況をみると、改良率で54.5%、舗装率で61.8%にとどまっており、振興山村以外の地域に比較して道路整備がまだまだ不十分な状況にあります。

青森県の道路整備状況（平成27年4月1日現在）

（単位：km）

区 分	振興山村	県全体
国道	●実延長	1,417.9
	改良済延長 (率)	1,317.9 (92.9%)
	舗装済延長 (率)	1,409.8 (99.4%)
県道	●実延長	2,496.6
	改良済延長 (率)	1,897.4 (76.0%)
	舗装済延長 (率)	2,263.6 (90.7%)
市町村道	●実延長	16,001.0
	改良済延長 (率)	9,447.2 (59.0%)
	舗装済延長 (率)	10,375.9 (64.8%)
総計	●実延長	19,915.5

（出典）青森県の道路現況（H29.6）

（注）振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

- ③ 振興山村におけるD I D（※人口集中地区）までの所要時間別農業集落数は、30分未満が566集落(55.7%)、30分～1時間が328集落(32.3%)、1時間以上が122集落(12.0%)となっています。県全体との比較では、30分未満が3.2ポイント低く、1時間以上が2.9ポイント高くなっており、都市地域までの所要時間が長くなっており、生活条件が不利な傾向がみられます。

D I Dまでの所要時間別農業集落数

振興山村				県全体			
計	30分未満	30分～1時間	1時間以上	計	30分未満	30分～1時間	1時間以上
1,016 (100%)	566 (55.7%)	328 (32.3%)	122 (12.0%)	1,785 (100%)	1,051 (58.9%)	572 (32.0%)	162 (9.1%)

(注) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

- ※ D I Dとは、人口集中地区のこと。国勢調査において、人口密度約4,000人/km²以上の地区が幾つか隣接して人口5,000人以上を有する地域をいう。

(5) 財政の状況

本県は財政力指数が0.43と低く、振興山村は0.40とさらに低くなっています。

また、本県の市町村は、実質公債費率や将来負担比率が全国に比べて高い水準にあるなど、依然として厳しい財政状況にあります。

財政力指数

	財政力指数
振興山村	0.40
全 県	0.43

(出典) 地方財政状況調査

(注1) 平成26～28年度の平均

(注2) 振興山村は振興山村地域を有する市町村全体の数値の合計

II 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和40年の山村振興法の制定に基づき、昭和40年度から昭和47年度にかけて33市町村が順次振興山村としての指定を受け、現在では23市町村が振興山村を有しています。これらの振興山村においては、第1期山村振興対策から6期に渡って交通・通信、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきました。

また、過疎化、高齢化の進展が顕著な特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備を促進する特定農山村法に基づき、現在22市町村が指定されています。

これまでの山村振興対策の計画的な推進により、農林道などの道路交通網や産業基盤、水道や医療、情報通信などの生活環境等において一定の整備が進んでいる一方で、整備水準はいまだ低位な状況にあり、一層の対策が必要となっています。

○第一期対策（昭和40年度～47年度）
【概要】 産業の生産基盤と社会生活環境の整備を主体とし、地域格差の是正を図ることを目的として各種の振興対策を推進。
○第二期対策（昭和47年度～54年度）
【概要】 主として第一期対策で実施された基礎的な産業基盤の整備の上に立って、それぞれの振興山村の特性に着目し、これに対応した開発整備を総合的に推進。
○第三期対策（昭和54年度～平成2年度）
【概要】 山村住民の立場から格差是正の要請と国民的見地に立った山村地域の役割を充足するため、特に振興山村における「定住条件」の整備に配慮して実施。
○第四期対策（平成3年度～平成10年度）
【概要】 地域資源を活用し、豊かで安全・快適なゆとりのある美しい山村の創造を主な目的として実施。
○第五期対策（平成11年度～平成20年度）
【概要】 格差是正という観点に加えて、豊かな自然環境や生活空間、伝統文化等山村の有している良さを見直し、これを伸ばす対策を推進。
○山村振興対策（平成21年度～）
【概要】 他地域との連携や交流を進め、また、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然環境と潤いのある生活空間を有する活力ある山村社会の構築を目指す対策を推進。

2 山村振興の現状と今後の課題

本県の振興山村においては、耕作放棄地の増加や後継者不足に加えて、生活環境においては、道路の整備率が61.8%にとどまるとともに、医師が不足するなど、生活環境の整備が他の地域に比較して十分に行われていない状況にあります。このため、若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化も進行し、山村の活力の低下とともに担い手の不足により、国土・自然環境保全等山村が担っている重要な役割が十分発揮されないことが懸念されます。

今後の山村振興に当たっては、格差是正という視点に加え、山村の自立的な発展は都市住民を含めた重要な課題であるという認識の下、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の構築と山村における定住等の促進を図る必要があります。このため、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等を図ることが重要です。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしているとともに、地域に根ざした伝統文化の継承など、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は本県にとって重要な課題です。

また、情報化の推進、地域間交流の促進、美しい景観の整備及び地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな社会を形成することが期待されるなど、県土づくりにおいて果たすべき役割はますます重要なものとなってきています。

しかし、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進行や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきています。

山村地域が有する役割や抱えている課題等に対応するため、山村地域の基幹産業である農林水産業の振興に向けて、「産業力」と「地域力」の強化を車の両輪として進め農林水産業の成長産業化を目指す「攻めの農林水産業」を推進するとともに、地域全体で経済や暮らしを支える農山漁村の「地域経営」の仕組みづくりを進めるなど、振興山村の対策を総合的に展開し、超高齢化時代を見据えた青森県型地域共生社会の実現につなげていきます。

2 振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

① 市町村道の整備

産業の振興や日常生活に必要な市町村道については、緊急に整備を必要とする道路の改良、舗装などを積極的に行います。

また、基幹的な市町村道や振興山村とその他の地域を連絡する市町村道については、工事の規模、公共施設の分布、路線の性格・緊急性等を勘案して県が代行整備を行います。

さらに、一・二級以外の市町村道で農業集落内の連絡道路である、いわゆる集落道についても、山村の生活環境の整備のため、積極的に舗装・改良を行います。

② 生活交通の確保

山村地域においても、県民が将来にわたり安心して移動・外出できる環境を整備するため、市町村や交通事業者と連携しながら、地域の実情に即した交通ネットワークの構築を図るとともに、公共交通の利用促進に取り組みます。

(主な施策)

- ・地域の実情に即した広域交通ネットワークへの再構築
- ・広域交通と域内交通の接続強化による利便性の向上
- ・公共交通利用促進手法（モビリティ・マネジメント等）の普及推進
- ・バス、鉄道等生活交通の維持・確保に対する支援

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

携帯電話やインターネットは国民生活に不可欠なものとなりつつありますが、こうした情報通信基盤については、近年振興山村においても整備が進み、世帯カバー率は100%を達成しています。しかし一部においてなお携帯電話の利用が困難な地域がみられることから、不感地域の解消のための取組が求められます。

また、SNSを活用した地域の魅力発信、緊急時における情報の取得など、ICTの活用場面は多岐にわたることから、情報リテラシーを持った人材の育成やICTに関する知識の普及を図るとともに、電子申請システムの普及を促進し、時間や場所に制約されない電子的な行政サービスの拡充を図ります。

(主な施策)

- ・携帯電話等エリア整備の促進
- ・情報リテラシー向上のための講座等の開催
- ・行政手続の電子化による住民サービスの向上

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

振興山村の基幹産業である農林水産業を振興するためには、生産基盤の整備と老朽化対策が不可欠であり、公共事業を中心にその整備促進を図ります。

① 農道等の整備

農業の近代化、農産物等の流通の合理化、農村の生活環境の改善などを図る基幹的な農道の整備や老朽化した農道の保全対策を推進します。

また、集落とほ場、ほ場と基幹的道路等を結ぶ農道など、農業生産活動に主に利用される一般的な農道の整備や老朽化した農道の保全対策を推進します。

なお、市町村が管理する基幹的な農道については、事業の規模、公共施設の分布、路線の性格・緊急性等を勘案して県が代行整備を行います。

② 林道等の整備

森林の公益的機能の維持・向上、林業生産活動の低コスト化及び山村の生活環境

の向上などを図るため、林道や林業専用道、森林作業道を組み合わせた効率的な路網の整備を進めるとともに、機能が低下した既設路網の再整備を促進します。

また、市町村が管理する基幹的な林道については、工事の規模、公共施設の分布、路線の性格・緊急性等を勘案して県が代行整備を行います。

③ 農林業施設等の整備

農業の競争力を強化する高付加価値・高収益型農業の推進を図るため、水田の汎用化、畑地整備、農道整備などの生産基盤整備を推進します。

また、農業水利施設の効率的な更新整備のため、適切な機能診断と予防保全対策により施設の長寿命化を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農業・農村の多面的機能の発揮へ向けて、農村の地域資源の適切な保管理を推進します。

④ 漁場生産基盤の整備

振興山村における漁港・漁場・漁村の整備を総合的に実施することにより、水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制づくりを進めるとともに良好な生活環境の形成を推進します。

また、内水面における漁業の振興を図るため、種苗放流による資源の維持、培養に努めるとともに、さけ・ますふ化場など内水面漁業関連施設等の整備を進めます。

さらに、漁獲物の高付加価値化や需要動向に即応した水産物の安定供給を図るため、主要漁場基地における流通加工施設の整備を促進し、水産資源の有効活用及び消費拡大を図ります。

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

振興山村は、農林水産業従事者の高齢化や労働力不足等から、農林水産業の収益性が低下することが予想され、農林水産業者の経営安定を図るためのきめ細かな対策が求められています。

このような状況を踏まえ、力強い農業経営の展開や林業の健全な発展、安定した水産物の供給など、生産から流通、販売に至る農林水産業の経営基盤の強化を図ります。

① 農業

ア 農業経営の基盤強化

農業者の高齢化や労働力不足に対応するため、省力・低コスト化を図る農地の大区画化や農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積等の推進、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備を促進します。

また、農産物の加工・販売による高付加価値化を図るための加工施設や直売施設などの整備を促進します。

イ 経営の複合化や最新技術の普及

高収益作物の導入による経営の複合化、加工品の開発や商品化、産直等による経営の多角化を促進するとともに、ICTなど新たな技術を活用した農業機械や最新技術の普及、就労環境の改善などを図ります。

② 林業

ア 林業経営の活性化

森林施業の集約化を促進するとともに、森林経営を自ら行っていくことが困難な森林所有者に代わって長期的な経営の委託を進めます。

また、作業の効率化や生産性の向上に向け、路網の整備と高性能林業機械の導入を促進します。

さらには、伐採から植栽までの一連の作業を一体的に行う一貫作業システムの普及を進めるとともに、低密度植栽や早生樹種の導入などの総合的な取組により、林業採算性の向上を図ります。

イ 林業経営の基盤強化

森林組合に対しては、地域の林業や森林経営の中心的担い手としての役割を果たせるよう、経営基盤及び業務執行体制の強化を図ります。

また、森林組合以外の林業事業体に対しては、生産性向上のための高性能林業機械の導入を推進するとともに、施業の集約化、路網の整備と併せて地域の実情に応じた効率的な作業システムの導入を促進し経営基盤の強化を図ります。

ウ 林業経営に関する情報の整備

市町村や森林組合等と連携し、経営や技術指導、各種制度の情報提供活動を強化するほか、森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析し、森林経営計画等に適切に反映できる地理情報システム（GIS）等を活用した情報管理体制の整備を図ります。

また、市町村が整備する森林の土地所有者や林地の境界情報などを取りまとめた林地台帳制度の運用を支援します。

③ 漁業

ア 栽培漁業に関する技術開発の推進

沿岸漁業の安定的発展を促すとともに水産資源の維持増大を図るため、ひらめ・なまこ等について栽培漁業の定着化を推進するとともに、まだら・まこがれい・きつねめばる等の魚種についても栽培漁業に関する技術開発を進めます。

イ 資源管理型漁業等の推進

安定的な漁業生産の確保を図るため、新技術の導入による漁業経営の合理化及び漁海況情報等の活用による漁業操業の効率化を進めるとともに、水産資源を持続的に利用していくための資源管理型漁業を推進します。

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林水産業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林水産物の生産だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図ります。

また、木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用や、木製品・食品関連等地場の農林水産物を活用した加工・販売業を促進します。

さらに、集落などの地域を一つの会社に見立てて、そこで生産される農林水産物はもとより、農地や担い手、文化などあらゆる資源を最大限に活用し、地域全体の

経済や雇用を創出する「地域経営」の仕組みづくりを推進します。

(6) 文教施策に関する基本的事項

振興山村においては、人口減少や少子化の進行により、児童生数徒が減少しています。

このような状況の中、教育の重要性は一段と増しており、一人ひとりの児童生徒の個性や能力に応じた意欲的で主体的な学習態度の育成や、地域との関わりを重視した教育諸条件の整備・改善が求められています。

このため、山村地域という不利性から教育を受ける条件について、他の地域との格差が生じることのないよう教育環境を整備する必要があります。

さらに、山村地域の特性を生かした教育に取り組むとともに、教育施設の有効利用を推進します。

① 教育環境の整備

地域の実情に応じて適正な学校配置を行う等、社会の変化に対応した学習施設の整備を始め、教育水準の維持向上が図られるよう、校舎、屋内体育館、屋外運動場等の整備を充実させるほか、コンピュータ等情報機器の整備等、教育環境の整備を促進します。

また、地域との深い関わりを重視しながら、少人数学級の良さや、本県の恵まれた森林資源など自然環境の特性を生かした教育活動の充実を図るため、弾力的な教育課程の編成や指導法の工夫改善を行うなど地域と密着した教育の充実に努めます。

② 人材の育成

地域の担い手となる人材を育成するため、児童生徒に対して、地域に対する誇りや郷土愛を育む地域の歴史、文化等を学習する機会を拡大します。

また、健全で豊かな人間性のある人材を育成するため、教育の充実及び地域社会との連携を図るとともに、創造性豊かな人材を育成するため、地域の自然資源を活用した体験学習活動等を促進します。

さらには、社会の変化に対応できる人材を育成するために、男女共同参画社会・国際交流等の活動を促進します。

③ 生涯学習の推進

生涯にわたる学習活動が円滑にできるよう関係機関等との連携強化を図り、学習機会の充実に努めます。

さらに、広域学習圏形成を図り、生涯学習を通じた地域内交流・地域間交流を促進できる環境整備を行います。

④ その他

学校は、地域の教育・文化の中心的な役割を担っており、地域活動の拠点としての機能を有していることから、施設の開放や余裕教室の活用を行い、地域の活動を促進します。

また、振興山村においては、児童生徒の通学距離が長くなる傾向があることから、通学手段の確保を図るとともに、通学経路の安全が図られるよう環境整備を促進します。

さらに、他地域との教育格差が生じないように、教員を対象とした研修会・交流の充実など、教職員の資質・指導力の向上を図ります。

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

振興山村においては、他地域に比較して社会資本の整備水準が低位な状況にあります。特に、生活環境の整備の遅れは、今後の人口減少に拍車をかけるおそれがあり、住民が安心して暮らすことができる環境整備を急ぐ必要があります。

このため、上下水道の整備や医療体制の充実、子育てしやすい環境づくり、防災体制の強化に取り組みます。

① 生活環境の整備

生活環境においては、快適な暮らしの基盤となる上水道の整備、医療においては、医師の不足により診療日や診療時間が限られているなどの問題を抱えています。また、若年層が減少し、少子化が進行しています。

このため、医師の確保、救急搬送体制の整備など医療体制の整備充実を図るとともに、少子化に対応した対策の推進に努めます。

(主な施策)

- ・ 地域の実情に応じた水道施設の整備
- ・ へき地医療拠点の整備及び医師の確保
- ・ ドクターヘリと救急車との連携による搬送体制の充実
- ・ 医療関係施設相互の機能分担と連携
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを産み育てられる環境づくりの促進
- ・ 障害者の自立と社会参加の促進

② 汚水処理対策

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、汚水処理施設の整備を計画的・効率的に推進し、山村地域の特性や実情に応じた処理方法により汚水処理施設の整備を促進します。

また、下水道、農業集落排水処理施設等の統廃合による維持管理費等の低減や個別処理への移行により、事業未着手処理区の解消を促進します。

その他、生活環境の改善のため、生活排水の適切な処理等について、住民への意識啓発を図り、地域が一体となって行う環境整備を支援します。

③ 廃棄物処理対策

環境への負荷が低減された循環型社会の形成のため、ごみの排出抑制と再利用、再生利用の推進などを図るとともに、住民の意識の啓発を図ります。

また、産業廃棄物の適正処理を推進し、不法投棄の未然防止に取り組みます。

④ 防災体制の整備

振興山村に居住する人々の生命、身体及び財産の安全を確保するため、動力消防ポンプや消防水利などの消防施設の整備を引き続き進めます。

また、消防組織の充実強化を図るとともに、社会環境の変化等による消防団員の減少や団員の高齢化の問題に対処するため、若者や女性の消防団への加入を図るなどの対策を促進します。

さらに、市町村における防災行政無線等の情報伝達手段の多重化・多様化に向けた取組を進めるとともに、防災情報ネットワークの適切な運用やインターネット・携帯電話の活用により、社会生活環境の変化に対応した防災情報体制の充実強化を図ります。

⑤ 災害に強いまちづくり

災害時に活動拠点や避難場所としての機能を果たす公園等の施設整備を促進するとともに、防災資機材等の備蓄体制の充実に努めます。

また、振興山村での洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の公表及び河川砂防情報提供システムの活用により、その発生時における迅速かつ的確な防災活動・避難の支援に努めます。

さらに、振興山村における渇水や水質事故発生時における迅速な対応を図るため、利水者、自治体間の連携強化に努めます。

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢者が生涯現役で活躍できる社会づくり、高齢者の健康づくりと介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの整備、介護サービスの充実と質の確保に取り組みます。

(主な施策)

- ・ 高齢者の活躍の場づくりや長寿の喜びを実感できる環境づくりの推進
- ・ 高齢者の健康づくりと介護予防の推進
- ・ 在宅医療・介護連携、認知症対策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ・ 高齢者のニーズに合った介護サービスの提供、質の高い介護人材の確保・育成、持続可能な介護保険制度の運営

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしていますが、振興山村における集落は、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方で、規模の小さな集落が数多く散在しています。

これらの小規模集落の中には、人口の流出などにより、将来的には、その機能の維持が困難となることが予想される地域があります。

このため、基幹的な集落については、集落機能の維持・向上と住民生活の向上を図るため、集落間を結ぶ地域内道路、基幹集落と近隣の都市とを結ぶ幹線道路などの交通ネットワークの整備を行います。

また、小規模集落については、住民の減少や高齢化により低下傾向にある相互扶助等の集落機能が維持されるよう、機能補完について検討します。

一方、集落が一定地理的、社会的条件の下に形成され、独自の風習や習慣などによって維持されてきたという事情を踏まえ、それぞれの集落が持つ歴史的な経過と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況に配慮し、かつ、地域の要望・意見を尊重しながら集落の整備を進めます。

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

本県の山村地域においては、山間部では山地の崩壊や浸食を受けやすく土砂災害などが発生しやすい状況にあり、また、低地では洪水などの被害を受けやすく浸水や土石流などが発生しやすい状況にあります。

このため、森林の持つ山地災害防止機能をより高度に発揮させ、災害から住民の生命や財産等を守るとともに、安全で快適な国土基盤を形成するため、自然生態系等に配慮し、公益性を重視した対策を進めます。

① 治山対策

振興山村における山地災害の未然防止や保安林機能の維持・強化及び地すべり指定地区の保全等を図るため、保安林の適正な管理と森林の保全を目的として、治山事業を計画的に実施します。

② 治水・砂防対策

浸水被害を受けやすい低地では、洪水による被害を防止するため施設整備等のハード対策と、洪水に事前に備えるソフト対策を総合的に実施します。

急傾斜地が多く、ぜい弱な地質構造を持つ振興山村においては、地すべりや山腹崩壊等土砂災害から住民の生命や財産等を守るため、治山対策と連携を図りながら、重点的かつ計画的に実施します。

③ 国土利用計画等との関連

本県の国土利用計画等に基づいた総合的かつ計画的な県土の利用を通じ、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

振興山村においても、これらの基本方向に沿った県土利用を行い、県土保全に配慮しつつ、自然環境や景観と調和のとれた県土利用を促進します。

また、農山漁村地域においては、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を通じて、環境の保全・再生を図る「環境公共」の取組を進めます。

(11) 交流施策に関する基本的事項

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティーの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。

このため振興山村においては、グリーン・ツーリズムや農泊の推進を通じて、インバウンドを含む観光客や教育旅行を農山漁村に呼び込み、農山漁村の所得の向上や地域の活性化を図ります。

① グリーン・ツーリズムや農泊の推進

新たな農家民宿実践者を確保・育成するための農家民宿開業講座や実践者を対象としたレベルアップ研修を実施し、受入態勢を強化します。

また、他県との差別化を図り、旅行者のリピーターを増やすため、振興山村地域の自然や伝統文化、歴史、郷土食、郷土芸能などを生かした青森ならではの体験メニューの開発に取り組みます。

② 交流施設の整備

振興山村における豊かな地域資源を生かした交流拠点施設や農村滞在型施設等を整備し、都市との交流を促進します。

③ インターネット等を活用した情報発信

振興山村の観光情報や青森ならではの体験メニューなどの観光関連情報を、迅速に提供できるようインターネット等を活用した情報システムの充実を図ります。

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

振興山村においては、担い手不足等から農地の遊休化や再造林されない山林の増加が懸念されています。

このため、生産活動の基盤となる農地、森林資源の保全に取り組みます。

① 農地の保全

ア 農用地の保全及び防災

農業生産活動の継続による農地保全と振興山村における定住条件の改善のため、道路、ほ場、用排水路の整備など生産基盤の整備を推進します。

また、自然災害から農村地域住民の生命・財産を守るとともに県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、農業水利施設の耐震対策や洪水被害防止対策など農村の防災・減災対策を推進します。

イ 遊休農地対策

山村地域の農地は、多くが傾斜地にあり、まとまった面積も少ないことから、平地に比べて生産性が低く、担い手不足などの要因も加わって、遊休化が進行しています。その結果、湛水機能など、農地が持つ多面的機能の低下を招き、自然災害の発生リスクが高まるおそれがあります。

このため、中山間地域等直接支払制度を活用した適切な農地の維持活動や荒廃農地等利活用促進交付金を活用した遊休農地の再生利用が行われるよう支援します。

ウ 農業生産活動の支援

農地中間管理事業等の活用により、優良な農地を認定農業者等の担い手に集積・集約させるほか、特に担い手が不足する地域においては、集落営農組織の育成・法人化や企業の農業参入などにより、農地の有効利用を進めます。

また、継続的な農業生産活動による農地保全と振興山村における定住条件の改善のため、道路、ほ場、用排水路の整備など生産基盤を整備するとともに、地域の特性を生かした高付加価値型作物の生産や、新技術などの導入を行い、生産効率の向上を図ります。

② 森林の保全

森林の保全にあたっては、山火事や気象害、病害等による被害の防止対策のほか、松くい虫、ナラ枯れなどの虫害やニホンジカ、ツキノワグマなどの獣害防除対策を

進めます。

また、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるように、スギやヒバ、カラマツなどの針葉樹や、ブナ、ナラ類などの広葉樹がバランスよく健全に生育している姿を目指し、適切な森林施業を実施することにより健全な森林の維持造成を図ります。

(13) 担い手施策に関する基本的事項

振興山村は、人口減少や高齢化が県全体よりも早く進行し、農林業の担い手不足などにより山村地域の経済や暮らしを維持することが困難になることが予想されています。

また、農山村の雇用創出に向けた、農業法人による就労環境整備や本県農林業の優位性を生かした企業の参入促進など、地域の核となる多様な経営体を育成していく必要があります。

さらに、農業の労働力不足対策については、労働力の確保と軽減の両面から対策を講じ、産地の維持・発展を図っていきます。

① 農業の担い手育成・確保

農業では、地域内外からの新規就業者を積極的に確保し、経営や生産に関する知識・技術習得に向けた研修を促進して新たな担い手を育成します。

また、地域農業をけん引する農業経営士やV i C・ウーマン、果敢にチャレンジする若手農業トップランナーの経営発展を支援するとともに、認定農業者や集落営農組織などの担い手を「地域経営体」として育成します。

② 林業の担い手育成・確保

森林所有者に対しては、意欲的に林業経営に努めている人を林業活動のリーダーとなる指導林家、青年林業士等として認定するほか、林業研究グループや自伐林家の活動を支援し、後継者を育成します。

また、林業事業体に雇用される林業労働者に対しては、伐採搬出技術や高性能林業機械の操作のほか、現場管理の知識などの研修により、一定の能力を身に付けた林業技術者の育成を図ります。

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

本県の野生鳥獣による農作物被害は、近年横ばい傾向にあるものの、ニホンジカ、イノシシ、アライグマなどの新規侵入鳥獣の生息域が拡大するなど、今後の農作物被害の拡大が懸念されています。

また、高齢化等により、市町村において実際に鳥獣被害防止活動を担う人材の不足が懸念されています。

このため、市町村による捕獲活動や電気柵の設置などの被害防止対策を支援するとともに、人材育成や広域連携の推進など、総合的な鳥獣被害防止対策を進めます。

(主な施策)

- ・市町村が実施する被害防止対策の支援
- ・捕獲や追い払い等の被害防止活動を担う人材の育成

- ・ 被害防止のために開発・改良された器具等の早期普及
- ・ 広域的な被害の防止を図るため、他県や市町村・団体等による連携の推進

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政の基本方針である「青森県基本計画未来を変える挑戦」（平成26年3月）及び本県の基幹産業である農林水産業全般に係る具体的な取組内容を示した「攻めの農林水産業」推進基本方針（平成26年度～平成30年度）を策定し、各種施策を推進しているところです。

山村振興対策については、これらの施策と整合性を図るとともに、地域の特性を生かした施策の展開を図ります。

また、地域振興の施策については、「特定農山村地域における農林業などの活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（特定農山村法）など、主に中山間地域の活性化を目的とする関連法令やその他農林業をはじめとする関係法令を所管する部局との連携を密にするほか、県が策定する「青森県過疎地域自立促進方針」（平成28年度～平成32年度）などの過疎・中山間地域振興対策との整合性を十分に図り、地域が主体となった山村地域づくりに取り組んでいきます。